資料１

総合計画　基本計画について（1章・4章・5章）

基本計画の構成

１．総合計画（基本計画）における協働のコンセプト 1
２．基本計画の読み方 2
３．施策の体系（案） 3

第１章　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち 4

第１節　調和のとれた土地利用の推進
第１項　適正な土地利用の推進 5
第２項　田園集落の土地利用の推進 6

第２節　快適な生活空間の整備
第１項　良質な住宅宅地の整備推進 7
第２項　公園・水辺空間・緑地の整備 8

第３節　快適な暮らしの基盤の整備
第１項　安全な道路整備 9
第２項　公共交通の維持・確保 10
第３項　上下水道の整備 11

第４節　自然豊かな環境の保全
第１項　環境保全の推進 12
第２項　快適な生活環境の形成 13

第５節　安全な暮らしを守る環境の整備
第１項　消防・救急体制の充実 14
第２項　防災・減災体制の整備 15
第３項　交通安全・防犯対策・消費者保護の推進 16

第４章　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち 17

第１節　地域の特性をいかした農業の振興
第１項　農業基盤の整備 18
第２項　農業の継続的な展開 19

第２節　活力ある地域経済の振興
第１項　地域経済の振興 20
第２項　労働者福祉の向上 21

第３節　魅力ある交流・観光の推進
第１項　交流と観光の振興 22

第５章　ともに進める持続可能なまち 23

第１節　ともに進めるまちづくりの推進
第１項　多様な主体との協働の推進 24

第２節　持続可能なまちづくりの実現
第１項　効率的な行財政運営の推進 25
第２項　広域行政と連携交流の推進 26

総合計画（基本計画）における協働のコンセプト

第6次総合計画においても、第5次総合計画と同様に「住民との協働によるまちづくり」を推進していくため、基本計画書についても協働のコンセプトを反映させた構成とするものとします。
また、第6次総合計画の自助・共助の取り組み数を増やして掲載し、「ともにつくる部分」を強調します。

■協働概念図

第５期

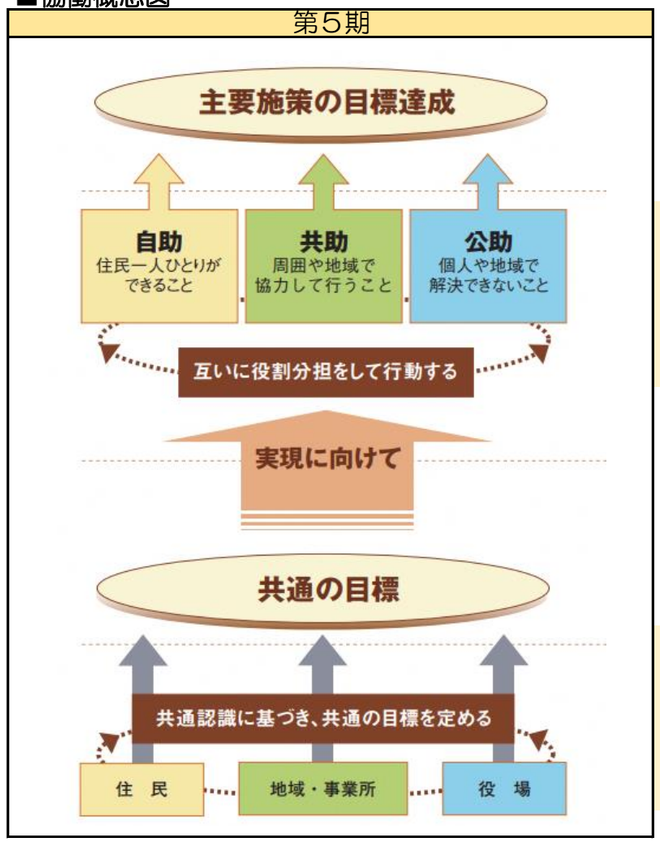

自助・共助・公助が役割分担するだけでなく、それぞれが互いに連携し合って「協働」していくことをイメージとして追加

関係団体、企業・事業所など、多様な主体が関係する必要があること、また、それぞれに連携していくことをイメージとして追加

第６期

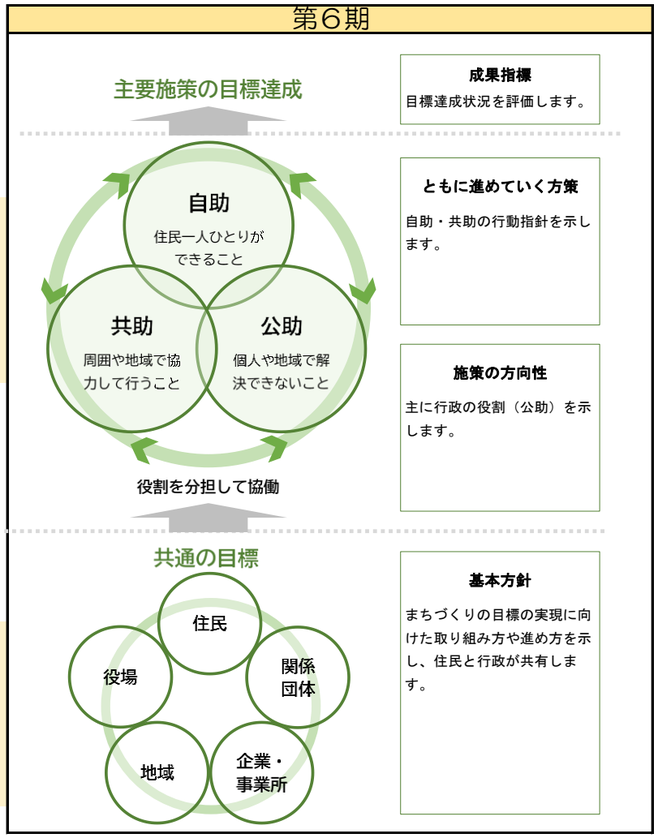

■計画書に協働のコンセプトを反映

主要施策	住民と行政が目指す共通の目標
基本方針	目指す方向性を端的にページの最初に掲載し、まちづくりの進め方・方向性を共有します。
施策の方向性	主に行政の役割（公助）として、行政が今後どのようなことに取り組んでいくか等を示します。
成果指標	施策の進捗を測るための指標として住民意向調査結果における施策に対する満足度を示します。
ともに進めていく取り組み	住民・家庭・地域や企業・事業所などにおいて、ともにすすめる（自助・共助）行動指針を示します。 取り組み数を増やすことで、より具体的な内容となり、住民がイメージしやすい内容とします。 また、これまで住民の関わりが少なかった施策においても、自助・共助の取り組みを数多く記載することで、行動を促すきっかけとしていきます。

■効果

- 従来の行政のための計画書ではなく、住民や地域を含めたすべての住民のための計画書として活用できる。
- 行政が行うべきこと、住民や地域が行うべきことなどお互いの役割が分かりやすい。
- 自助、共助と分けて掲載することで、「自助」においてはそれぞれ個人が行動することとして、主語（住民一人ひとり）が分かりやすく、行動を促すきっかけとなる。
- 従来のサービス供給側から見たインプット・アウトプット指標と異なり、アウトカム指標を利用することで、住民と達成目標を共有できるため、より一層住民協働意識が高まる。
- 目標達成の状況を住民意向調査から判断できるとともに、評価として活用できる。

アウトカム指標とは、「ある政策等によりサービス等（ある施策等の対象者に直接に提供された金銭、モノ、またはサービス）を提供した結果として住民にもたらせる成果を指標としたもの」

基本計画の読み方

節：基本目標を実現するための政策

項：各政策における主要施策

各政策で主に関連する SDGs のゴールを示しています。

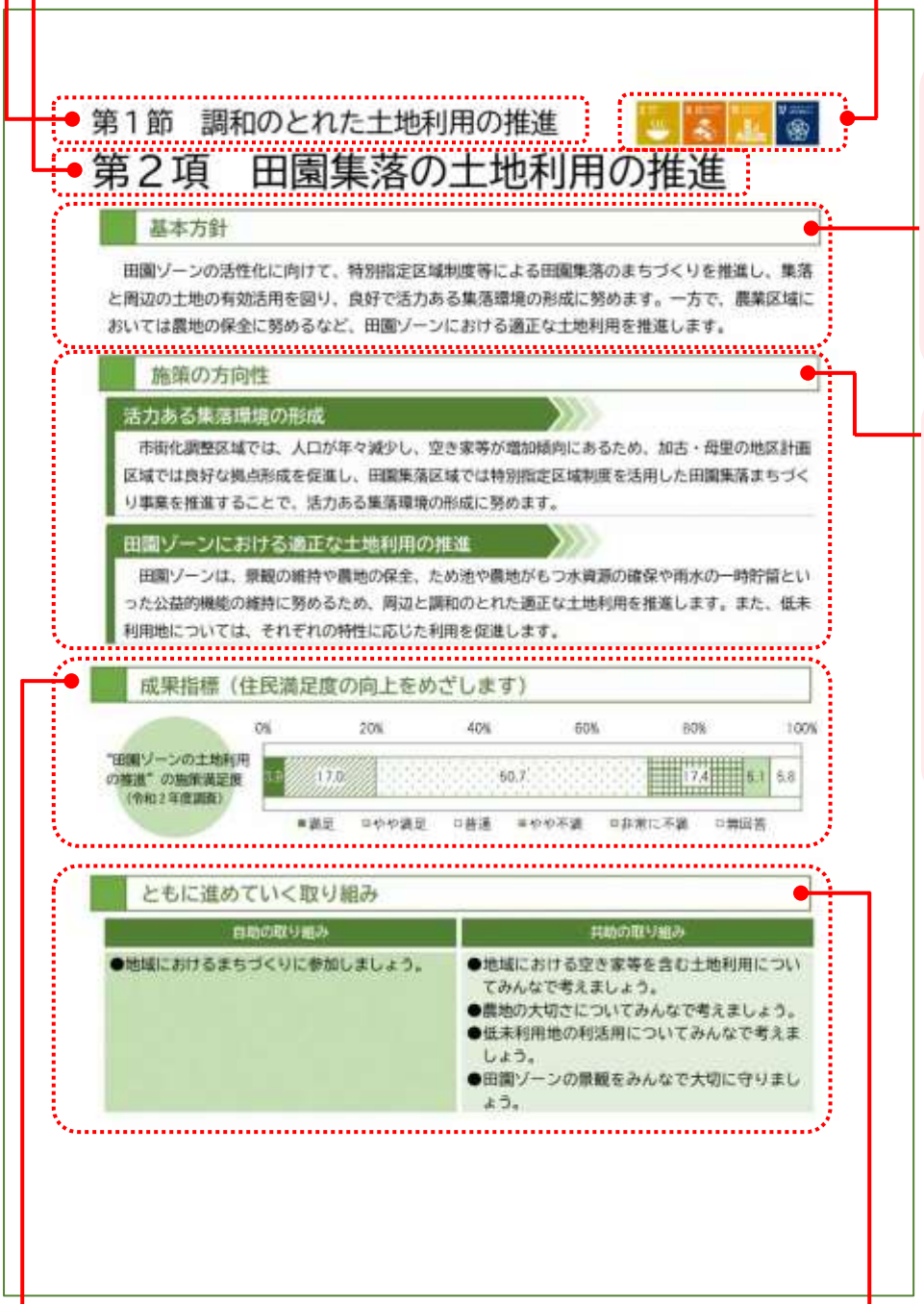

第１節　調和のとれた土地利用の推進

第２項　田園集落の土地利用の推進

基本方針

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度等による田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域においては農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

活力ある集落環境の形成

市街化調整区域では、人口が年々減少し、空き家等が増加傾向にあるため、加古・母里の地区計画区域では良好な拠点形成を促進し、田園集落区域では特別指定区域制度を活用した田園集落まちづくり事業を推進することで、活力ある集落環境の形成に努めます。

田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進

田園ゾーンは、景観の維持や農地の保全、ため池や農地がもつ水資源の確保や雨水の一時貯留といった公益的機能の維持に努めるため、周辺と調和のとれた適正な土地利用を推進します。また、低未利用地については、それぞれの特性に応じた利用を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●地域におけるまちづくりに参加しましょう。	●地域における空き家等を含む土地利用についてみんなで考えましょう。 ●農地の大切さについてみんなで考えましょう。 ●低未利用地の利活用についてみんなで考えましょう。 ●田園ゾーンの景観をみんなで大切に守りましょう。

基本方針：
まちづくりの目標の実現に向けた取り組み方や進め方を示しています。**（基本構想部分）**

施策の方向性：
主に行政の役割（公助）として、現在の課題や、今後どのようなことに取り組んでいくか等を示しています。

成果指標：
施策の進捗を測るための指標として住民意向調査結果における施策に対する満足度を示しています。
（四捨五入の関係でグラフの割合の合計が100%にならない場合があります）

ともに進めていく取り組み：
住民・家庭・地域や企業・事業所などにおいてともに進める（自助・共助）行動指針を示しています。

施策の体系（案）

基本目標１　緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

政　　策	主要施策	施策（施策の展開）
１　調和のとれた土地利用の推進	（１）適正な土地利用の推進	●良好な住宅地区の形成　●中心市街地における利便性の向上　●工業地区の適正な土地利用
	（２）田園集落の土地利用の推進	●活力ある集落環境の形成　●田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進
２　快適な生活空間の整備	（１）良質な住宅・宅地の整備推進	●良質な住宅用地の確保　●耐震化の推進　●空き家等対策の推進
	（２）公園・水辺空間・緑地の整備	●公園等の整備　●水辺空間の利活用　●緑地の保全
３　快適な暮らしの基盤の整備	（１）安全な道路整備	●都市計画道路等の整備　●地域内道路・橋梁の維持・補修
	（２）公共交通の維持・確保	●公共交通の維持・確保　●地域にふさわしい公共交通の充実
	（３）上下水道の整備	●安全・安心なおいしい水の供給　●下水道の整備と接続の推進　●健全な事業経営の推進
４　自然豊かな環境の保全	（１）環境保全の推進	●ごみの発生抑制・再利用・再資源化（３Ｒ）の推進　●ごみ処理の適正化　●環境意識の啓発
	（２）快適な生活環境の形成	●生活環境問題への対応　●斎場・し尿処理施設の適正運営
５　安全な暮らしを守る環境の整備	（１）消防・救急体制の充実	●消防体制の充実　●救急体制の充実　●火災予防の推進
	（２）防災・減災体制の整備	●防災体制の構築　●防災意識の高揚
	（３）交通安全・防犯対策・消費者保護の推進	●交通安全の推進　●防犯活動の推進　●消費者保護の取り組み

基本目標４　地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

政　　策	主要施策	施策（施策の展開）
１　地域の特性をいかした農業の振興	（１）農業基盤の整備	●ため池の整備と利活用の推進　●農業用施設の長寿命化
	（２）農業の継続的な展開	●農業の担い手の確保　●地産地消の推進　●食と農の安全確保
２　活力ある地域経済の振興	（１）地域経済の振興	●地域経済の活性化　●中小企業への支援
	（２）労働者福祉の向上	●労働者福祉の充実　●雇用の促進　●就労支援の推進
３　魅力ある交流・観光の推進	（１）交流と観光の振興	●地域資源や町の魅力発信　●交流イベント・観光の充実

基本目標５　ともに進める持続可能なまち

政　　策	主要施策	施策（施策の展開）
１　ともに進めるまちづくりの推進	（１）多様な主体との協働の推進	●ともに進めるまちづくり　●開かれたまちづくり　●地域交流の推進
２　持続可能なまちづくりの実現	（１）効率的な行財政運営の推進	●持続可能な行財政運営と自主財源の確保　●デジタル技術を活用した情報化　●職員の人材育成 ●民間活力による行政運営の推進
	（２）広域行政と連携交流の推進	●広域的な事業の推進　●連携・交流の推進

第１章

緑豊かな自然と調和した安心して暮らせるまち

第１節　調和のとれた土地利用の推進

第２節　快適な生活空間の整備

第３節　快適な暮らしの基盤の整備

第４節　自然豊かな環境の保全

第５節　安全な暮らしを守る環境の整備

第１節　調和のとれた土地利用の推進

第１項　適正な土地利用の推進

基本方針

適正な土地利用を図るため、市街地の整備を推進し、良好な住宅地区の形成に努めるとともに、中心市街地における一層の利便性の向上を図ります。また、中心部市街化区域の準工業地域についての土地利用方針を検討するとともに、町北東部地区に工業地区としての適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

良好な住宅地区の形成

住宅地区は、市街化区域内に残存する農地等の計画的な宅地化を図る必要があるため、一戸建・共同住宅等の建築を推進するとともに、宅地と農地が混在する地区は土地区画整理事業や民間開発の推進により、良好な住環境の形成を促進します。

中心市街地における利便性の向上

中心商業・業務地区は、都市的活動の中心拠点として機能を充実させる必要があるため、商業系施設と業務系施設の集積により利便性の向上を図ります。また、その周辺や幹線道路沿線についても住商協調地区として、沿道サービス施設や一定規模以内の商業系施設の立地により、生活利便性の向上を図ります。

工業地区の適正な土地利用

工業地区は、雇用の創出と産業の振興を図るため、今後の産業動向や用地需要を十分に検討しながら、区域区分の見直しや地区計画制度による規制緩和、特別指定区域制度等を活用した誘導により、工業地区の適正な土地利用を推進します。

また、中心部の準工業地域における市街地の形成については、将来を見据えた協議と調整を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“秩序ある土地利用の推進”の施策満足度
（令和２年度調査）

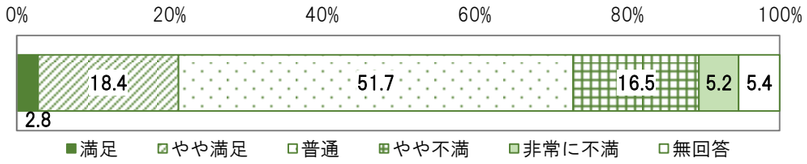

“市街地ゾーンの土地利用の推進”の施策満足度
（令和２年度調査）

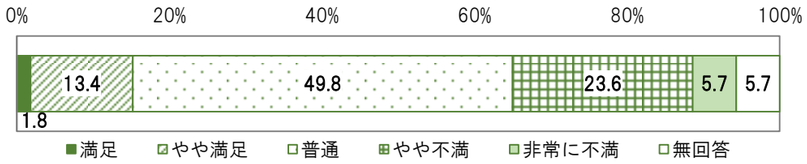

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●住んでいる地域の特性やまちづくりのルールへの理解を深めましょう。 ●住宅や事業所などを建築する場合は、関係法令等を守りましょう。	●まちの魅力を高めるため、事業者が行う説明会に参加しましょう。 ●土地区画整理事業への理解を深め、みんなで考えましょう。 ●都市計画道路の早期完成に向け、協力しましょう。

第１節　調和のとれた土地利用の推進

第２項　田園集落の土地利用の推進

基本方針

田園ゾーンの活性化に向けて、特別指定区域制度等による田園集落のまちづくりを推進し、集落と周辺の土地の有効活用を図り、良好で活力ある集落環境の形成に努めます。一方で、農業区域においては農地の保全に努めるなど、田園ゾーンにおける適正な土地利用を推進します。

施策の方向性

活力ある集落環境の形成

市街化調整区域では、人口が年々減少し、空き家等が増加傾向にあるため、加古・母里の地区計画区域では良好な拠点形成を促進し、田園集落区域では特別指定区域制度を活用した田園集落まちづくり事業を推進することで、活力ある集落環境の形成に努めます。

田園ゾーンにおける適正な土地利用の推進

田園ゾーンは、景観の維持や農地の保全、ため池や農地がもつ水資源の確保や雨水の一時貯留といった公益的機能の維持に努めるため、周辺と調和のとれた適正な土地利用を推進します。また、低未利用地については、それぞれの特性に応じた利用を促進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“田園ゾーンの土地利用の推進”の施策満足度
（令和２年度調査）

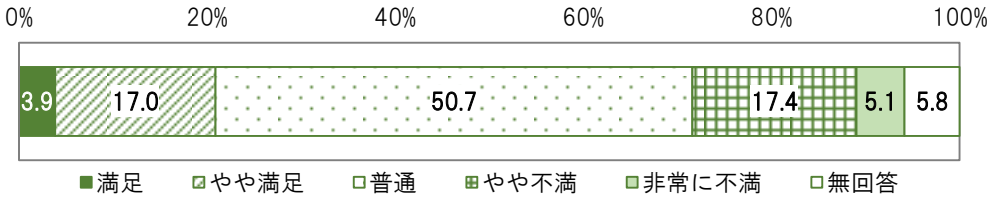

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●地域におけるまちづくりに参加しましょう。	●地域における空き家等を含む土地利用についてみんなで考えましょう。 ●農地の大切さについてみんなで考えましょう。 ●低未利用地の利活用についてみんなで考えましょう。 ●田園ゾーンの景観をみんなで大切に守りましょう。

第２節　快適な生活空間の整備

第１項　良質な住宅・宅地の整備推進

基本方針

地域の定住人口の増加に向けて、良質な住宅用地の確保を進めます。また、地震に備え住宅の耐震診断・耐震改修を推進するとともに、空き家等については所有者や地域と連携した取り組みを推進します。

施策の方向性

良質な住宅用地の確保

新たな定住人口の増加を図る必要があるため、市街化区域では、周辺の居住環境と調和した良質な住宅市街地の形成をめざします。また、市街化調整区域では、地域とともに地区計画制度や特別指定区域制度を活用しながら、民間開発を誘導し、新たな住宅用地の確保を図ります。

住宅困窮者のセーフティネットとしての役割をもつ町営住宅については、適正な管理に努めます。

耐震化の推進

南海トラフ地震等の発生が想定されているなか、住民の安全・安心を確保する必要があるため、昭和５６（１９８１）年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた住宅等の耐震診断を啓発・推進し、耐震性能を満たさない住宅等については耐震化を推進します。

空き家等対策の推進

空き家等の増加が問題となっているなか、管理不全の空き家等を未然に防止するため、所有者に対し、空き家バンクへの登録推進や住居等への改修費を助成するなど、空き家等の対策を推進します。

また、防災、衛生、景観等の面で地域住民に深刻な影響を及ぼす空き家等については、自治会等とともに適切な管理を促します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“良質な住宅・宅地の整備推進”の施策満足度
（令和２年度調査）

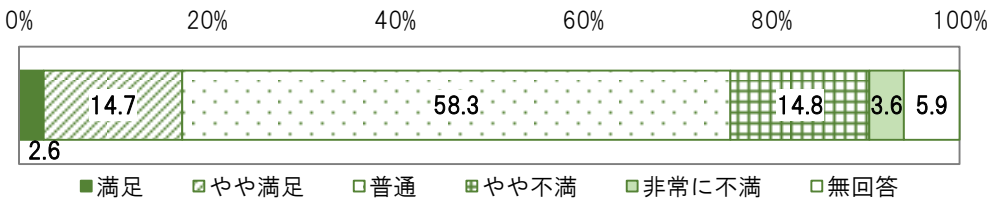

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●住んでいる地域の特性やまちづくりのルールへの理解を深めましょう。 ●住宅等の耐震化を進めましょう。 ●空き家等は適切な管理に努めましょう。 ●狭あい道路の解消に協力しましょう。	●集落の活性化に必要なことをみんなで考えましょう。 ●地域みんなで空き家等の問題について考えましょう。

第２節　快適な生活空間の整備

第２項　公園・水辺空間・緑地の整備

基本方針

自然と調和したまちづくりをめざして、住民の憩いの場としての公園等の整備や、地域の特色ある景観形成に寄与する水辺空間の利活用や緑地の保全に努めます。

施策の方向性

公園等の整備

公園等は、住民の憩いやレクリエーションの場として必要であるため、住民が公園を安全に利用できるよう、誰もが利用しやすい公園等の整備を進めます。また、町内の公園の多くは年数が経過し、施設が老朽化していることから、計画的に改修しながら、住民とともに適切な維持管理を行います。

水辺空間の利活用

自然とふれあう水辺空間として整備されたため池等を未来に継承していくため、住民とともに地域の景観資源や生物の生息地の保全に努めながら、憩いの場や交流の場としての水辺空間の利活用を促進します。

緑地の保全

自然環境や景観を守るため、住民等による主体的な緑化運動を支援し、まちなみの緑化を促進するとともに、公共施設の敷地内や道路の街路樹など公共空間の緑地保全に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“緑あふれる公園・緑地等の整備”の施策満足度
（令和２年度調査）

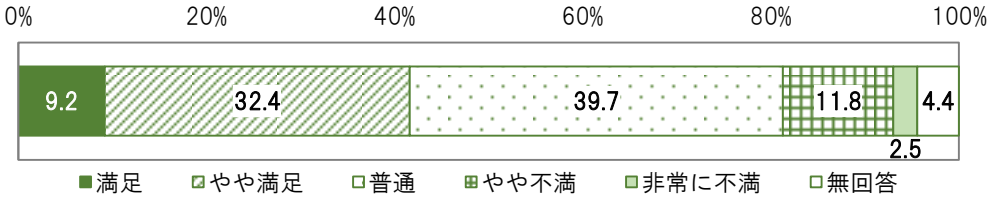

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●公園の利用についてルールを守りましょう。 ●庭に花や木を植えましょう。 ●工場や事業所の敷地周辺の緑化に努めましょう。	●みんなで公園施設を大切に使いましょう。 ●地域の公園・水辺空間・緑地の清掃活動にみんなで積極的に参加しましょう。 ●地域の緑化運動にみんなで参加しましょう。

第３節　快適な暮らしの基盤の整備

第１項　安全な道路整備

基本方針

快適で安全な道路環境をめざして、都市計画道路等の整備を進めるとともに、地域内道路・橋梁の適切な維持・補修に努めます。

施策の方向性

都市計画道路等の整備

町内外の幹線道路等とのネットワーク化を図るため、関係機関とともに都市計画道路二見稲美三木線の天満大池バイパスと国岡バイパス等の都市計画道路の整備を進めます。

また、将来の交通需要に応じて都市計画道路の見直しを行うとともに、町内幹線道路等の整備や、広域幹線道路として播磨臨海地域道路の早期実現を関係機関とともに推進します。

地域内道路・橋梁の維持・補修

道路の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、老朽化が進む地域内道路・橋梁については、利用状況や安全性などを考慮し、定期的な点検や計画的な維持・補修に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“快適で安全な道路の整備”の施策満足度
（令和２年度調査）

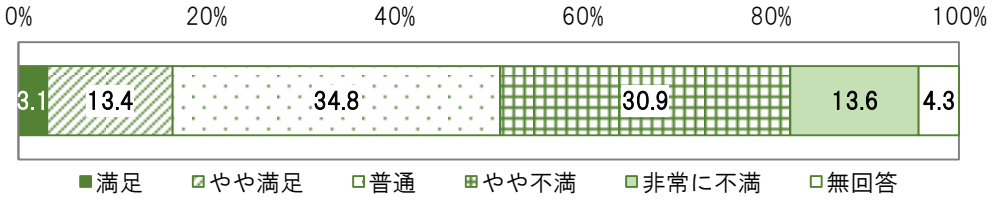

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●道路の環境美化に努めながら、大切に利用しましょう。 ●道路・歩道の危険箇所等について、情報提供しましょう。	●都市計画道路の早期完成に向け、みんなで協力しましょう。 ●道路整備に関する理解を深め、みんなで協力しましょう。

第３節　快適な暮らしの基盤の整備

第２項　公共交通の維持・確保

基本方針

地域における交通手段の確保と日常生活の利便性向上のため、バス路線等の公共交通の維持・確保に努めるとともに、地域にふさわしい公共交通の充実に努めます。

施策の方向性

公共交通の維持・確保

社会構造が大きく変化するなか、将来にわたって持続可能な公共交通の確立に向けた取り組みを進める必要があるため、公共交通の利便性の向上等について検討を行うとともに、住民や交通事業者と連携し、路線バスやデマンド型乗合タクシー等の公共交通の維持・確保に努めます。

地域にふさわしい公共交通の充実

高齢者をはじめとする住民の日常生活における利便性の向上を図るため、新技術の導入など効果的な移動手段を検討するとともに、地域の特性や移動需要を踏まえた公共交通網を構築し、地域にふさわしい公共交通の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“地域における交通手段の確保”の施策満足度
（令和２年度調査）

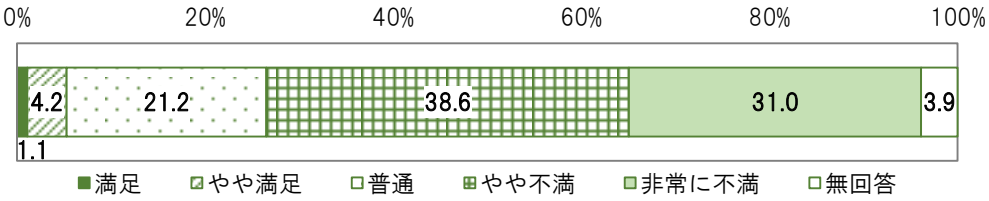

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●公共交通機関を利用しましょう。	●地域の交通手段の確保について、みんなで考えましょう。 ●バスなどの公共交通機関を守るため、みんなで利用しましょう。

第３節　快適な暮らしの基盤の整備

第３項　上下水道の整備

基本方針

安全・安心なおいしい水を安定供給するため、水源の確保や施設の整備改修を進め、上水道事業の健全経営に努めます。また、生活環境の向上や環境保全のため、下水道整備を行うとともに接続を推進し、下水道事業の経営の健全化に努めます。

施策の方向性

安全・安心なおいしい水の供給

水道水の定期的な検査により水質を維持するとともに、水源の確保や配水施設の更新、水道管の老朽化対策及び耐震化を計画的に行い、安全・安心なおいしい水の安定供給を図ります。

また、災害時に備え、近隣市町とともに緊急時における応援協力体制を整えます。

下水道の整備と接続の推進

老朽化した管渠や処理場等の施設の計画的な更新・耐震化及び浸水対策として雨水幹線等の整備を進めるとともに、下水道等への接続を推進します。

また、下水道事業・農業集落排水事業計画区域外は、合併処理浄化槽の設置を推進します。

健全な事業経営の推進

給水人口の減少による料金収入の減収に加え、老朽化施設の更新や耐震化に多額の費用がかかるため、利用料金及び利用体系の見直しや施設の更新費用の平準化を図り、上下水道事業の持続可能な健全運営に努めます。

また、新技術の導入による事業の効率化や水道事業の広域化を検討します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“上水道事業の適正な運営”の施策満足度（令和２年度調査）

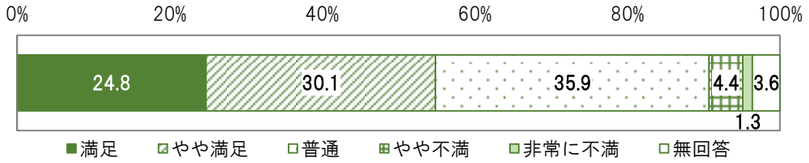

“下水道事業の適正な運営”の施策満足度（令和２年度調査）

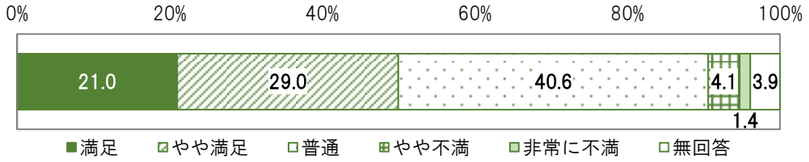

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●台所からごみや油を流さないようにしましょう。 ●下水道に接続しましょう。 ●水道料金や下水道使用料を期限内に納付しましょう。	●節水に努め、みんなで貴重な水資源を大切にしましょう。

第４節　自然豊かな環境の保全

第１項　環境保全の推進

基本方針

循環型社会の構築をめざし、本町の地域資源である、ため池、水路、農地の保全とごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進するとともに、広域化後のごみ処理の適正化に努めます。また、住民、事業者、行政が協力して地球温暖化防止に向けて取り組むとともに、環境意識の啓発に努めます。

施策の方向性

ごみの発生抑制・再利用・再資源化（３Ｒ）の推進

家庭から出る可燃ごみ量を減らすため、ごみの資源化や再利用化など環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。

また、事業者へは指定ごみ袋制度の導入やごみ減量マニュアルの配布等を通じて、ごみの資源化など、発生抑制について協力を呼びかけます。

さらに、家庭での食品ロス削減に向けての取り組みを推進するとともに、食品製造に関する企業での食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底と食品リサイクルの取り組みを促進します。

ごみ処理の適正化

２市２町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）が連携しながら、広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」（高砂市）における、ごみ処理の適正化に努めます。

また、広域化にともない廃止する稲美町清掃センターは、周辺環境に配慮した安全な解体撤去に努めるとともに、跡地の利用については住民の声を聞きながら進めます。

環境意識の啓発

国の令和３２（２０５０）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標に向けて、脱炭素型のまちづくりが求められていることから、持続可能な社会の構築を住民とともにめざすため、広報やホームページ、環境出前講座等により環境意識の啓発に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“循環型社会の実現”の施策満足度（令和２年度調査）

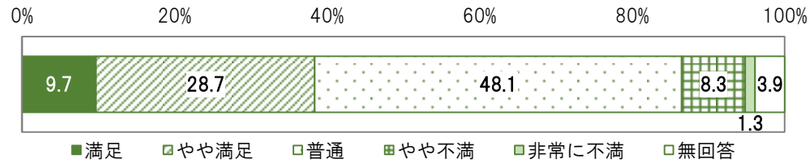

“地球温暖化対策の推進”の施策満足度（令和２年度調査）

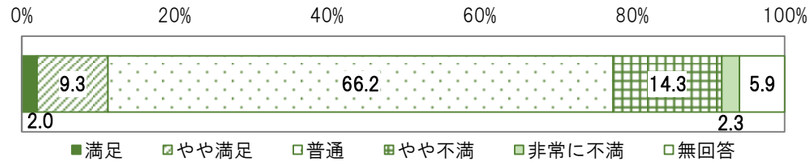

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●ごみの発生が少ない商品やリサイクル可能な商品を選びましょう。 ●買い物袋（マイバッグ）を持参しましょう。 ●食べ残しを減らしましょう。 ●生ごみの水切りや雑がみの分別など、ごみの減量を行いましょう。 ●エコカーに乗りましょう。	●ごみを再資源化するためにみんなで分別を徹底しましょう。 ●みんなで集団回収に協力しましょう。 ●みんなで温室効果ガス排出抑制に取り組みましょう。 ●節電や自動車の運転を控えるなど、家庭から出る二酸化炭素の排出抑制にみんなで取り組みましょう。

第４節　自然豊かな環境の保全

第２項　快適な生活環境の形成

基本方針

快適な生活環境の形成をめざして、生活環境問題を住民一人ひとりが身近なこととして考え、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、互いに気持ちよく暮らせる社会の構築に努めます。また、斎場・し尿処理施設については、適正な運営に努めます。

施策の方向性

生活環境問題への対応

住民一人ひとりのモラルの向上を図るため、生活面における環境問題に対し、関係者の理解と協力のもとに適切に対応するとともに、ルールやマナーの啓発に努めます。

また、工場や事業所等の生産活動にともなう環境問題に対し、関係機関とともに各種法律等の遵守を求めるなどの監視・指導に努めます。

斎場・し尿処理施設の適正運営

斎場やし尿処理施設は、加古郡衛生事務組合において適正な運営と施設の維持管理を行います。

また、町営墓地の適正な維持管理に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“快適な生活環境の実現”の施策満足度（令和２年度調査）

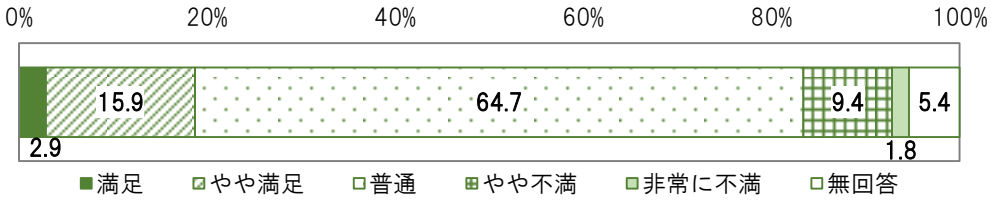

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●ペットのふんの始末や野焼きなど、地域のルールや日常生活のマナーを守りましょう。 ●不法投棄を発見した場合は、速やかに通報しましょう。 ●空き地等を適切に管理しましょう。	●事業活動にともなう環境問題に対して、みんなで対策を考えましょう。 ●住宅に隣接する工場等においては、周辺住民の生活に配慮した事業活動を行いましょう。

第５節　安全な暮らしを守る環境の整備

第１項　消防・救急体制の充実

基本方針

安全・安心なまちをめざして、消防体制及び救急体制の充実を図るとともに、地域における火災予防を推進します。

施策の方向性

消防体制の充実

住民の安全な暮らしを守るため､消防団の活動が継続的に維持できるよう新入団員の加入を促進し、さまざまな訓練を通じて団員の資質の向上を図り、消防体制の充実を図ります。

また、常備消防については、引き続き加古川市に消防事務を委託します。

救急体制の充実

住民の生命の安全を確保するため、加古川市消防本部とともに多様な救急業務に対する的確な対応を行い、救急体制の充実を図ります。

また、住民の救命処置の知識と技術の普及を図るとともに、高齢化の進展等により、救急救命需要が一層増加することから、予防救急や救急車の適正利用についての啓発に努めます。

火災予防の推進

火災から住民の生命と財産を守るため、消防団や自主防災組織が行う各種訓練や年末特別警戒等を通じて、住民の防火意識の高揚を図ります。また、住宅用火災警報器の設置及び適正な維持管理について周知・啓発を行い、火災予防を推進します。

また、消防水利については、地域の実情に応じて消火栓や防火水槽の適正な整備及び管理を行います。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“消防・救急体制の整備”の施策満足度（令和２年度調査）

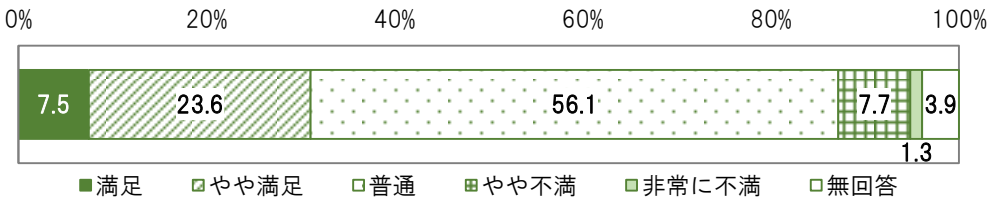

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●消防団に加入しましょう。 ●不要・不急の緊急通報を控えましょう。 ●火の扱いに気をつけましょう。 ●住宅用火災警報器を設置しましょう。	●消防団や自主防災組織の活動にみんなで参加しましょう。 ●心肺蘇生法や AED（自動体外式除細動器）の使い方の講習を受け、みんなで命を守りましょう。

第２項　防災・減災体制の整備

基本方針

災害に強いまちをめざして、あらゆる災害や感染症等に対応した防災体制を構築するとともに、住民の防災意識の高揚に取り組みます。また、避難行動要支援者支援制度をはじめとしたともに支えあう意識の啓発に努めます。

施策の方向性

防災体制の構築

あらゆる災害や感染症等に対応するため、防災資機材等の計画的な備蓄を進め、関係機関と連携した災害の予防や災害発生時に的確な対応ができる防災体制を構築します。

また、自主防災組織とともに、避難行動要支援制度をはじめとした共助による互助意識の啓発に努めます。

さらに、武力攻撃等の予期しない緊急事態において、住民の安全を確保するため、関係機関との連携体制の確立を図ります。

防災意識の高揚

地域防災力を高めるため、家庭、地域、学校で防災マップを活用することにより、災害への備えや避難所等の防災情報について啓発し、平時から住民の防災意識の高揚を図ります。

また、関係機関や地域住民の参加による総合防災訓練を実施するなど、災害時にともに支えあう意識の高揚を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“防災対策の充実”の施策満足度（令和２年度調査）

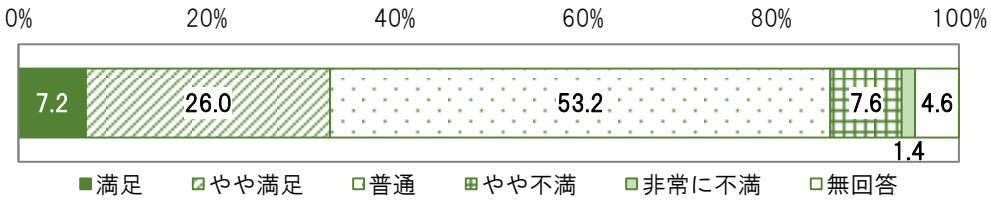

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●災害に備え、普段から非常持ち出し袋を準備しましょう。 ●家具の転倒防止対策を行いましょう。 ●家族で避難場所の確認など、災害時の対応を話し合いましょう。	●災害時には、みんなで声をかけあえる関係を築きましょう。 ●地域における要支援者を把握し、みんなで災害時の支援に努めましょう。 ●地域の防災訓練にみんなで参加しましょう。 ●いなみ安心ネットにみんなで登録しましょう。

第５節　安全な暮らしを守る環境の整備

第３項　交通安全・防犯対策・消費者保護の推進

基本方針

交通事故や犯罪の少ないまちをめざして、関係機関と連携して交通安全啓発や防犯活動を推進するとともに、消費者の保護に向けた取り組みを推進します。

施策の方向性

交通安全の推進

高齢化の進展にともない、住民の交通安全意識の高揚を図るため、ライフステージに応じた交通安全教室等を開催するとともに、高齢ドライバー等に対し運転免許の自主返納を促進します。

また、安全で円滑な交通の確保のため、交通安全施設の点検や維持管理を行うとともに、信号機の設置や県道の交通安全対策等について関係機関に働きかけるなど、交通安全の推進に努めます。

防犯活動の推進

犯罪発生の抑制を図るため、加古川警察署や防犯協会、防犯パトロール隊等とともに、地域における防犯活動を推進します。また、いなみ安心ネットを活用しながら住民の防犯意識の啓発に努めます。

防犯灯を効果的に設置するとともに、自治会等が行う防犯カメラの設置を支援します。

消費者保護の取り組み

架空請求やインターネット関連等の消費者トラブルを未然に防止するため、関係機関とともに消費者からの相談対応や、消費生活についての情報提供や啓発に努め、消費者保護に取り組みます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“交通安全の推進”の施策満足度（令和２年度調査）

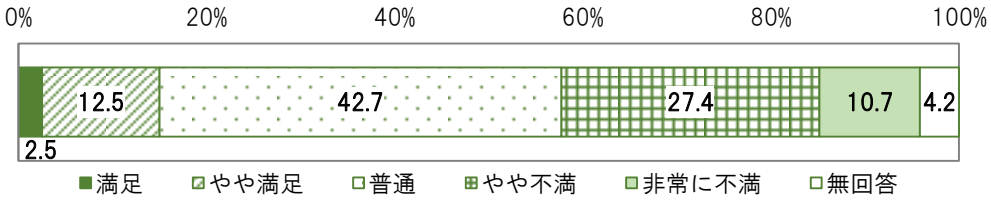

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●交通ルールを守りましょう。 ●車や自転車の安全運転に努めましょう。 ●運転に不安を感じたら、免許証の返納を検討しましょう。 ●夜間は反射タスキを身につけましょう。	●みんなであいさつをしましょう。 ●地域みんなで子どもを見守りましょう。 ●地域の防犯活動にみんなで参加しましょう。 ●いなみ安心ネットにみんなで登録しましょう。 ●防犯カメラを設置しましょう。 ●振り込め詐欺にあわないために、必ず家族や警察に相談しましょう。

第４章

地域の特性をいかした活力と魅力あるまち

第１節　地域の特性をいかした農業の振興

第２節　活力ある地域経済の振興

第３節　魅力ある交流・観光の推進

第１節　地域の特性をいかした農業の振興

第１項　農業基盤の整備

基本方針

豊かな農業資源や環境をいかし、防災や環境にも配慮したため池の整備と利活用を進めます。また、既存農業用施設の長寿命化を図るとともに、地域住民の共同による維持管理を推進します。

施策の方向性

ため池の整備と利活用の推進

町内の農業用ため池は、農業水利団体により適正な維持管理が行われており、農業用水として利用され、防災や生物多様性、住民の憩いの場として多面的な機能を有しています。

ため池の水利機能や防災機能の向上を図るため、計画的に改修工事を行うとともに、ため池管理者による適正な維持管理を促進します。また、県と連携してため池の利活用を推進します。

農業用施設の長寿命化

農道や用排水施設等の農業基盤の老朽化が進んでいるため、農業関係者や地域住民の協力を得ながら維持管理を推進し、多面的機能の発揮に努めるとともに農業用施設の長寿命化を図ります。

また、農家が減少傾向にあるため、土地改良事業連絡協議会を中心に土地改良区や水利団体との連携を図り、水利団体の組織強化に努めます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“農業基盤の整備”の施策満足度（令和２年度調査）

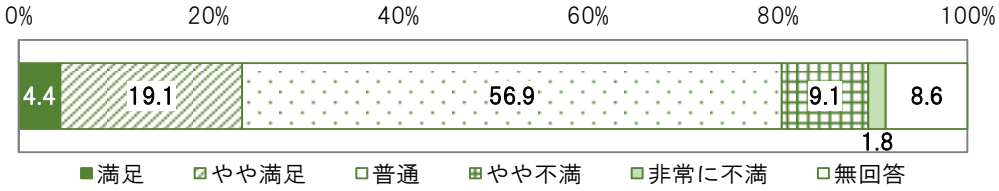

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●農地やため池等の役割を理解しましょう。 ●ため池や水路にごみを捨てないようにしましょう。	●地域のみんなで農業用施設などの維持管理を行いましょう。 ●ため池の利活用イベントにみんなで参加しましょう。

第１節　地域の特性をいかした農業の振興

第２項　農業の継続的な展開

基本方針

農業に取り組む環境を守るため、新たな農業の担い手の確保や生産性を高めるとともに、スマート農業や農業の６次産業化を推進し、持続可能な農業をめざします。また、地産地消の推進や食と農の安全確保に取り組みます。

施策の方向性

農業の担い手の確保

産業構造の変化や農業者の高齢化などにともない、兼業農家が減少傾向にあるため、若い農業者や農福連携事業の取り組みなど多様な担い手の育成に努めるとともに、認定農業者の農業経営の合理化や６次産業化を推進し、所得の向上を図ります。

また、集落営農組合については、農地の利用集積を推進し生産性を高めるとともに、機械の大型化やスマート農業の導入を進め、農作業の省力化を図ります。

地産地消の推進

持続可能な農業をめざすため、付加価値の高い農産物や果樹の栽培を推進するとともに、農産物直売所や朝市において、地元で生産された農産物などの販売により地産地消を推進します。

また、学校給食に地元の農産物の積極的な活用に努めます。

食と農の安全確保

消費者の安全・安心に対する関心が高まるなど、環境にやさしい農業が求められているため、緑肥作物や牛ふん堆肥による土づくり、減農薬の取り組みを進めるなど、食と農の安全確保に努めます。

また、有害鳥獣や外来種による被害が拡大傾向にあるため、住民とともに対策に取り組みます。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“農業の継続的な展開”の施策満足度（令和２年度調査）

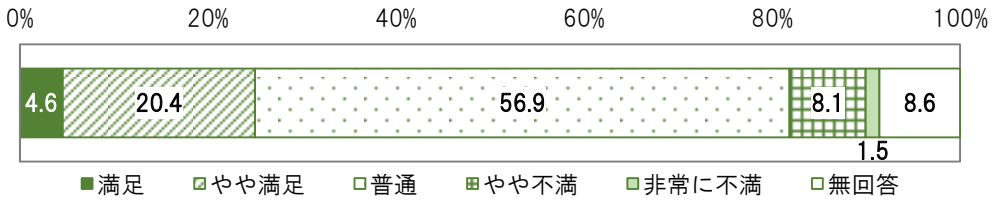

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●次の世代へ農業の魅力や文化を伝えていきましょう。 ●農地を適切に管理しましょう。 ●地産地消に努めましょう。 ●鳥獣被害の自己防衛措置に取り組みましょう。	●地域でとれる農作物にみんなで関心をもちましょう。 ●地域の営農活動にみんなで参加しましょう。 ●環境にやさしい農業にみんなで取り組みましょう。

第２節　活力ある地域経済の振興

第１項　地域経済の振興

基本方針

活力のあるまちをめざして、商工会や関係機関と連携して地域経済の活性化や住民の生活利便性の向上に努めるとともに、創業への支援や中小企業への支援を行い、経営の安定化を図ります。

施策の方向性

地域経済の活性化

消費活動の多様化が進むなか、感染症の拡大にともなう地域経済の落ち込み等を解消するため、町内の協力店舗で利用できる商品券の発行やふるさと納税、住宅リフォーム補助事業等に継続的に取り組むことで、地域経済の活性化を図ります。

また、雇用機会の拡大を図るため、企業立地の促進に努めます。

中小企業への支援

中小企業は景気の影響を受けやすく、後継者問題や経営改善等の課題を抱えている場合が多いため、町内の中小企業や個人事業主に対して、利子補給制度等の活用を促進することで、中小企業を支援します。

また、商工会と連携して各種講習会や経営指導等を実施し、経営発達を支援するとともに、町内で創業を希望する人を支援します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“地域経済の振興”の施策満足度
（令和２年度調査）

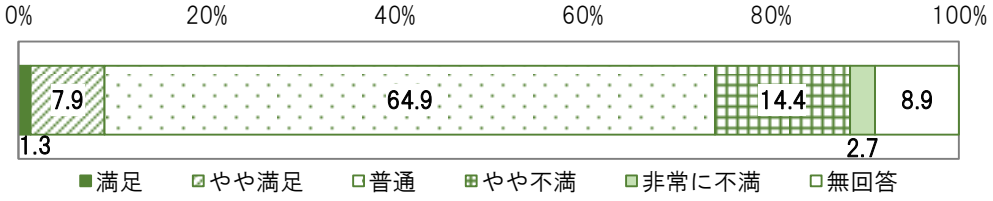

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●町内で買い物をするように心がけましょう。 ●地域で生産される商品や製品に関心をもちましょう。	●共通商品券をみんなで積極的に活用しましょう。 ●商工会に加入しましょう。 ●企業のイベントにみんなで参加しましょう。

第２節　活力ある地域経済の振興

第２項　労働者福祉の向上

基本方針

安心とゆとりある生活の実現をめざして、労働者福祉の充実に努めるとともに、関係機関と連携し労働者の安定した雇用と高齢者等の就労支援を推進します。

施策の方向性

労働者福祉の充実

労働者が安心して快適に働ける職場環境づくりを促進するため、稲美町労働者福祉協議会や加古川勤労者福祉サービスセンター（あいわーくかこがわ）への加入やライフスタイルやライフステージに応じた働き方改革を推進するなど、労働者福祉の充実を図ります。

また、勤労者住宅資金融資制度等により町内の労働者を支援します。

雇用の促進

人口減少により労働力が減少するなか、町内企業への町内在住者の雇用を支援するとともに、女性や障がい者などの多様な人材の活用を促すなど、雇用の促進を図ります。

就労支援の推進

若者や女性、高齢者等を取り巻く社会的変化により、就労機会の確保が必要な人が増加傾向にあるため、ハローワークやサポートステーション、シルバー人材センターの積極的な活用を促進することで、就労支援を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“労働者福祉”の施策満足度（令和２年度調査）

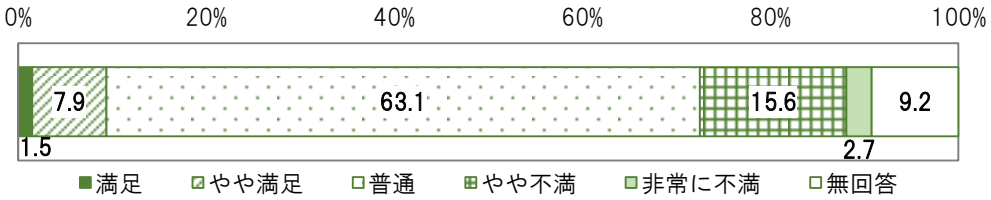

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●稲美町労働者福祉協議会の活動に参加しましょう。 ●シルバー人材センターに加入しましょう。 ●男性も育児休暇を取得しましょう。	●女性や障がい者等が働きやすい職場環境づくりにみんなで取り組みましょう。 ●ワークライフバランスをみんなで推進しましょう。 ●あいわーくかこがわに加入しましょう。 ●町内企業は町内在住者を雇用しましょう。

第３節　魅力ある交流・観光の推進

第１項　交流と観光の振興

基本方針

にぎわいのあるまちをめざして、地域資源や町の魅力などの情報を積極的に発信し、体験や交流による様々なイベントを展開するとともに、県や近隣市町と連携した広域観光を充実させ、交流人口の増加に努めます。

施策の方向性

地域資源や町の魅力発信

本町は、大都市圏に隣接し、都市機能と豊かな自然を併せ持つ地方都市圏に位置しており、歴史的資源や伝統的な祭礼行事、田園風景等の景観資源、地域で生産された農産物など、多くの魅力が存在しています。

ＳＮＳ等のＩＣＴを活用した情報発信、６次産業化拠点施設の情報発信コーナーやＰＲイベントなどを積極的に活用し、地域資源や町の魅力を積極的に発信します。

交流イベント・観光の充実

交流人口や関係人口の増加を図るため、地域の魅力を伝えるイベントや地域における住民団体の自発的な活動等を通じて、町への愛着が深まる交流イベントを展開します。

また、県や近隣市町との広域的な連携を図りながら、各地の観光資源を組み合わせた観光の充実を図ります。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“交流と観光の振興”の施策満足度
（令和２年度調査）

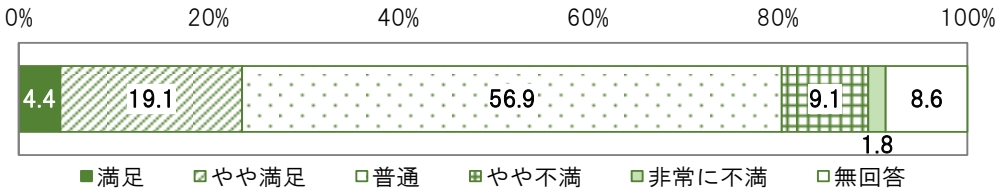

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●町内の魅力を再発見しましょう。 ●郷土に対する愛着をもちましょう。 ●イベントに積極的に参加しましょう。	●稲美町の魅力をみんなで発信しましょう。 ●地域の伝統行事を守りましょう。 ●イベントを開催し、みんなで交流を図りましょう。

第５章

ともに進める持続可能なまち

第１節　ともに進めるまちづくりの推進

第２節　持続可能なまちづくりの実現

第１節　ともに進めるまちづくりの推進

第１項　多様な主体との協働の推進

基本方針

住民や地域団体、事業者など多様な主体と行政が役割をそれぞれ分担しながら、協働によりともに進めるまちづくりを推進します。また、行政情報がすべての人に届くよう、様々な形での情報発信に努め、開かれたまちづくりをめざします。

また、自治会をはじめとするコミュニティ活動の支援を行うとともに、地域における交流活動拠点の活用を図りながら、住民主体の地域交流を推進します。

施策の方向性

ともに進めるまちづくり

ライフスタイルの変化や少子高齢化の進展等により、地域課題が多様化・複雑化し、それぞれのニーズや課題に対応したサービスが求められているなか、多様な主体がともに連携協力することや行政との協働で取り組みを進めることが必要です。

それぞれの団体・個人の強みをいかした住民協働による特色あるまちづくり活動を促進し、多様な主体との協働により、ともに進めるまちづくりを推進します。

開かれたまちづくり

多様な主体との協働によるまちづくりを推進するためには、地域社会の現状、課題などの情報をより一層住民と共有していくことが求められています。

様々な手段による広聴活動や情報公開制度の適正な運用を図るとともに、広報やＳＮＳ等を通じて必要な行政情報を提供することで、住民の地域社会への関心を高め、開かれたまちづくりをめざします。

地域交流の推進

社会構造の変化にともない、地域の役員の固定化や高齢化が進むなか、自治会をはじめとする各種団体や地域活動団体の継続・活性化を図るとともに、住民ニーズに応じた新たな活動に取り組む団体を支援する必要があります。

自治会活動を支援するとともに、自治会加入を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア団体等の活動の支援に努めます。さらに、地域やまちを元気にする自発的な活動を支援するとともに、多様な団体等と交流活動拠点の活用を図りながら連携し、特色をいかした交流イベントを開催するなど、地域交流を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“住民の参画と協働の推進”の施策満足度（令和２年度調査）

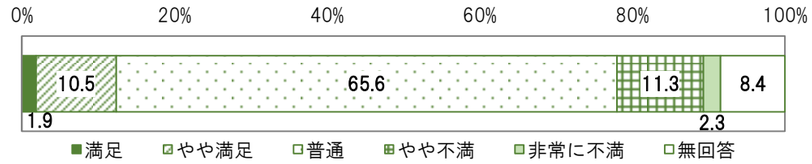

“活力ある地域づくりの推進”の施策満足度（令和２年度調査）

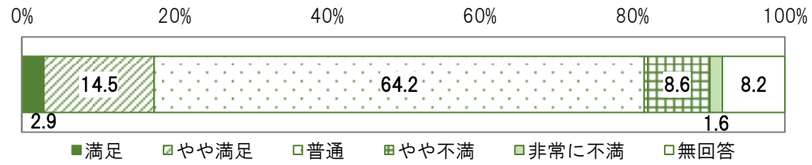

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●広報紙やホームページ、ＳＮＳ等を活用し、町の情報に興味をもちましょう。 ●住民アンケートに協力して、まちづくりへの関心を高めましょう。 ●自治会に加入しましょう。 ●ボランティア活動に参加しましょう。 ●地域団体の活動に参加しましょう。	●インスタグラムなど、それぞれが取り組める方法で町の魅力を発信しましょう。 ●地域でまちづくり活動を企画しましょう。 ●みんなでまちづくり活動に参加しましょう。 ●みんなで協力して地域課題の解決に取り組みましょう。 ●出前講座をみんなで利用しましょう。

第２節　持続可能なまちづくりの実現

第１項　効率的な行財政運営の推進

基本方針

持続可能な行財政運営の推進のため、自主財源の確保や行財政改革に取り組むとともに、社会の変化に対応するため、デジタル技術を活用した情報化、職員の人材育成、民間活力により未来へつなぐまちづくりをめざします。

施策の方向性

持続可能な行財政運営と自主財源の確保

少子高齢化や人口減少等の社会情勢に対応した適正な行財政運営を行う必要があるため、継続的で安定したサービスの提供に向け、行財政改革に取り組むとともに、公共施設等のインフラ資産の長寿命化や強靭化を計画的に行うことで、持続可能な行財政運営に努めます。

また、税・料金の収納率の向上や使用料の見直し、新たな歳入手段の検討など、自主財源の確保に取り組みます。

デジタル技術を活用した情報化

Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代において、ＩｏＴやＡＩなどの先端技術を積極的に取り入れ、複雑多様化した行政課題の解決に活用していく必要があります。

住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術を活用した行政事務の効率化を図るため、自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことで、デジタル技術を活用した情報化を推進します。

職員の人材育成

持続可能なまちづくりを進めるには、職員が多様な行政課題への対応や政策形成能力を身につける必要があることから、職務能力の向上や多様な研修機会を活用しながら、専門的な知識や能力を備えた職員の人材育成に努めます。

また、元気な挨拶や丁寧な接遇、コンプライアンスや経営感覚の醸成など、住民から信頼される職員を育成します。

民間活力による行政運営の推進

民間団体のもつ力を活用し、効率的に事業を実施するため、事業実施主体の見直しや指定管理者制度を導入・継続することへの課題整理を進め、さらなる民間活力による行政運営を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“適正な行財政運営の推進”の施策満足度
（令和２年度調査）

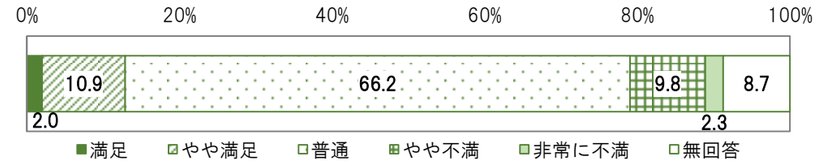

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●行政運営や財政状況に関心をもちましょう。 ●税の仕組みを理解して、正しく納めましょう。 ●デジタル技術への関心を深めましょう。 ●マイナンバーカードをつくりましょう。	●みんなのために公共施設を大切に使いましょう。 ●ＳＤＧｓにみんなで取り組みましょう。

第２項　広域行政と連携交流の推進

基本方針

近隣市町との連携を強化するとともに、広域的な事業の推進を行います。また、専門的な知識をもった大学等の教育機関や企業、町内の各種団体との連携・交流を推進し、新たな発想や取り組みで魅力あるまちづくりを推進します。

施策の方向性

広域的な事業の推進

市町域をまたいで取り組むべき諸課題について、スケールメリットをいかした事業連携が必要となることから、広域ごみ処理や下水道、保健・医療分野等において、関係市町と連携しながら広域的な事業を推進します。

また、道路整備をはじめとした様々な分野における共通の課題解決に向けては、近隣市町との緊密な連携のもと、関係機関に対して働きかけます。

連携・交流の推進

新たな発想や取り組みで魅力あるまちづくりを推進するため、大学等と連携して地域活性化に必要な人材育成に取り組むなど、連携協定を結んだ兵庫大学をはじめ、地域の大学等や企業と行政との連携・交流を推進します。

成果指標（住民満足度の向上をめざします）

“広域的な行政運営と地域交流の推進”の施策満足度（令和２年度調査）

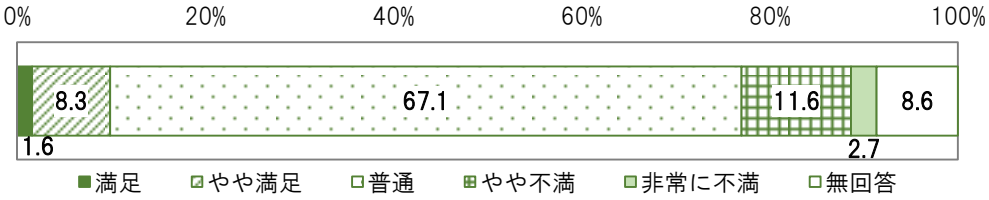

ともに進めていく取り組み

自助の取り組み	共助の取り組み
●広域的なイベントに参加しましょう。 ●大学が行うキャリアアップ教育に参加しましょう。 ●学生が行うイベントに参加しましょう。	●広域的な課題にみんなで関心をもちましょう。 ●広域的な課題解決に向けてみんなで協力しましょう。 ●学生と一緒にみんなでまちづくりを考えましょう。